〔役員用〕

誓　約　書

　　の役員である私は、古物営業法第４条第１号から第８号までに掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第 31 条に規定する罪若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 235 条、第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第２項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して５年を経過しない者
３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の６の規定による命令又は同法第 12 条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの
５　住居の定まらない者
６　第 24 条第１項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）
７　第 24 条第１項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して５年を経過しないもの
８　精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

氏名

徳島県公安委員会　殿

〔個人用〕

誓　約　書

私は、古物営業法第４条第１号から第９号までに掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第 31 条に規定する罪若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 235 条、第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第２項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して５年を経過しない者
３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の６の規定による命令又は同法第 12 条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの
５　住居の定まらない者
６　第 24 条第１項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）
７　第 24 条第１項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して５年を経過しないもの
８　精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
９　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第 11 号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

氏名

徳島県公安委員会　殿

〔管理者用〕

誓　約　書

私は、古物営業法第１３条第２項各号に掲げる

１　未成年者
２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
３　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第 31 条に規定する罪若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 235 条、第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第２項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して５年を経過しない者
４　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の６の規定による命令又は同法第 12 条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの
６　住居の定まらない者
７　第 24 条第１項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）
８　第 24 条第１項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して５年を経過しないもの
９　精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

氏名

徳島県公安委員会　殿